

第21期第5回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時・場所

令和4年3月10日（木）午前10時00分～午前11時00分
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

遠藤 実、小松 ひとみ、青谷 晃吉、菊地 勇、山上 文明、
鈴木 学、中嶋 義孝、萩野 秀実、小松 愛（9名出席）

専門委員（2名）

櫻庭 由秋、鈴木 養二郎

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：大山 泰

事務局：齋藤 和敬、橋本 羊子、保坂 芽衣、松井 崇人

農林水産部水産漁港課：山田 美沙登、小松 康宏

3 議事事項

- （1）八郎湖建網漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）
- （2）秋田県内水面漁場管理委員会指示について（協議）
 - ①コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る指示
 - ②ブラックバス等外来魚の再放流に係る指示
- （3）第五種共同漁業権に係る増殖量について（協議）
- （4）全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果について（報告）
- （5）その他

4 開会・あいさつ

○事務局（齋藤）

ただ今より、第21期第5回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

出席委員9名、欠席委員1名で、委員会規程第6条により委員会は成立することを報告します。また、本日は八郎湖に関する議題があり、専門委員2名にもご出席いただいております。

それでは、始めに遠藤会長からご挨拶をお願いいたします。

○遠藤会長

まもなく溪流釣りが解禁となりますが、今年は特に大雪で、今は秋田市は積雪がありませんが、横手市では130cmほど積もっています。川辺にもまだしばらく雪が残りそうです。

コロナウイルスについては相変わらず10歳未満の感染者が多く、小学校や保育園で広がり、親にも感染していくパターンが増えているようです。私は3回目のワクチン接種を終え、その後抗体ができるまでの2週間はおとなしくしていました。皆様も引き続きお気を付けください。

本日の委員会は新年1回目です。4つの議題がありますが、今回も皆様の忌憚のないご意見をお聞かせくださるようよろしくお願いします。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○議長

議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。

○事務局（斎藤）

青谷委員、菊地会長代理にお願いしたいと考えております。

○議長

それでは、青谷委員と菊地会長代理のお二方、よろしくお願いします。

○青谷委員、菊地会長代理

はい。

7 議事

議題1：八郎湖建網漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について （諮問）

○議長

それでは、議題1について事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

昨年10月に開催した内水面漁場管理委員会において、八郎湖の知事許可漁業の許可期間が12月31日までとなっているため、継続して漁業許可を受けることができるように制限措置の内容等を諮問しました。漁業許可の更新は予定どおり完了し、1月1日からは新たな許可期間となっております。

今回は、八郎湖建網漁業を新たに操業したい者がいると八郎湖増殖漁業協同組合より連絡があり、制限措置の公示を行うものです。

前回の内水面漁場管理委員会で協議した秋田県八郎湖知事許可漁業許可方針では、八郎湖建網漁業の最大の許可件数を56件と定めており、現在許可しているのは24件であることから、許可数に余裕があります。八郎湖の資源を有効に活用するためにも、新規の許可を認めたいと考えており、次の内容で制限措置の公示を行いたいと考えております。

今回の漁業種類は、八郎湖建網漁業で、水産動植物の種類はわかさぎ、漁具の

種類その他漁業の方法は八郎湖建網、操業区域は八郎湖、漁業時期は1月1日から3月15日まで、4月16日から5月31日まで、9月1日午前5時から12月31日まで、推進機関の馬力数は50キロワット又は18馬力以下、船舶の総トン数は2トン以下、許可をすべき漁業者の数は今回の希望者1名、漁業を営む者の資格は秋田県に住所を有する者で秋田県に漁船登録をしている所有者又は使用者です。

許可を申請すべき期間は、令和4年3月18日から4月18日までの1か月間を予定しております。これは、本委員会です承され、速やかに公報登載の手続きを行った場合、3月18日の県公報に登載されますので、3月18日からとしております。

また、その他として許可期間は今年1月1日から許可を受けている者と同じく令和6年12月31日までとしております。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

八郎湖建網漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について、ご意見やご質問はありませんか。

○鈴木専門委員

前にも八郎湖建網漁業の議題が出ましたが、今回のものは許可者を1人追加するだけということでしょうか。

○事務局（松井）

はい。新たに1人許可するために、制限措置の公示が必要であることから、委員会に諮問しております。

○議長

他にありませんか。

○委員

（特になし）

○議長

それでは、特に異議のない旨の答申をしたいと思えます。事務局で答申案をお願いします。

○事務局（松井）

（答申案配付後、音読）

○議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

（「異議なし。」の声あり）

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きを進めてください。

議題2：秋田県内水面漁場管理委員会指示について（協議）

①コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る指示

○議長

議題2の①について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

毎年発動しております、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示です。県内の内水面とその接続水域を対象に、病魚又はその疑いのある魚の持ち出し制限、移殖の制限、放流の制限、遺棄の禁止という4項目の内容です。期間は、令和4年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。

県内におけるコイヘルペスウイルスの発生状況をみると、令和元年度以降の発生はありませんが、事務局としては、来年度も今年度と同じ内容で委員会指示を発動すべきと考えます。説明は以上です。ご協議よろしく申し上げます。

○議長

ただいま説明のあった委員会指示について、ご意見、ご質問はありませんか。

○委員

（発言なし）

○議長

それでは、案のとおり委員会指示を発動してもよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声あり）

○議長

それでは、事務局で手続きをお願いします。

②ブラックバス等外来魚の再放流に係る指示

○議長

議題2の②について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

こちらも毎年発動しております、ブラックバス等外来魚の再放流の禁止に関する委員会指示です。ブラックバス類、ブルーギルは、採捕した河川湖沼とそれに連続する水域に再び放してはならないという内容です。期間は令和4年4月1日から翌年3月31日までの1年間で、これまでと同じ内容を記載しております。

これまでの経緯として、昭和58年に本県で初めてオオクチバスが確認され、平成4年から漁業被害が問題になり、平成8年に秋田県内水面漁業調整規則を改正し、移殖放流を禁止しました。平成15年からは、生息数を減らす目的で秋田県内水面漁場管理委員会の指示により再放流を禁止しています。平成17年の外来生物法により、飼育、運搬、保管、他の水域への放出、譲渡等が禁止されていますが、再放流は含まれていないことから、生息数を減らすため再放流禁止の委員会指示を継続しています。

次に、委員会指示発動の必要性についてご説明いたします。まず、抑止力を弱められない理由について、主に社会的背景からの検討です。山形県では、最上川水系で本県未確認の特定外来生物コクチバスが増殖しており、新たに平成28年度からリリース禁止の委員会指示を発動し継続しているところです。このように山形県が継続している中で、隣県である本県においても抑止力を弱めるタイミングではないと考えます。また、オオクチバスは河川で増えるということはあまり聞

かないのですが、コクチバスについては河川での繁殖が県外で確認されており、引き続き注意が必要です。

次に、漁業実害への検討です。ご存知のとおり、河川漁協の遊漁規則、行使規則にはリリース禁止の条項がありますが、漁業権が設定されていない河川や湖沼、特に漁業被害がある八郎湖には及ばないため、この委員会指示で漁業実害を減らすことを目的としています。八郎湖における漁業状況のグラフをご覧ください。ブラックバスの混獲量は減っており、低位に安定していると考えております。漁獲量では八郎湖の主要な漁獲物であるワカサギは昨年好調でしたが、シラウオは去年、一昨年と比べて低調でした。資源状況が不安定な中で、ブラックバスの数が増えることがないように対策は必要であると思います。

次に、委員会指示発動をやめた場合の検討です。八郎湖では、ブラックバスの数は減っている状況ですが、昨年は農業用ため池等でブラックバス釣りを行っている者がおり、マナー等の問題も含めた相談がありました。一度繁殖したブラックバスを完全に駆除することは非常に難しいと考えます。このような中で対策を緩めてしまえば、再びブラックバスが増える可能性もあり、これまでの対策が水の泡になってしまいます。

これらのことから、来年度も委員会指示を継続するべきと事務局では考えています。説明は以上です。ご協議よろしく申し上げます。

○議長

外来魚の数そのものは減っているようですが、規制の手を緩めるタイミングではないとのことで、継続して指示を発動したいという説明でした。このことについてご意見やご質問はありませんか。

○青谷委員

漁業への影響はないと思いますが、今希少野生生物を脅かしているのはアメリカザリガニです。アメリカザリガニについて、対策はしているのでしょうか。

○事務局（松井）

アメリカザリガニについては、漁業被害がないため対策していません。

○青谷委員

本県ではゲンゴロウなどの希少野生生物が減少しており、アメリカザリガニの影響は大きいです。次回の委員会指示に追加することも検討してほしいと思います。

○事務局（松井）

委員会指示に追加するには、漁業被害がどのくらいあるかを確認する必要がありますので、被害がありましたらお教えください。

○大山事務局長

当委員会で議論すべきは、まずは漁業被害への対策が最優先と考えております。野生生物の保護については環境省の、県でいうと自然保護課の管轄ですので、そちらで対策が検討されていることと思います。

○菊地会長代理

外来魚の再放流に係る指示について、平成17年から継続していますが、1年ご

とに発動する理由はあるのですか。2年ごとでもいいのでは。

○事務局（松井）

これまで1年間を区切りとしてやってきているところですが、毎年同様の内容で発動していることから、今後は数年ごとの指示とすることも考えています。内水面漁業振興計画を来年度に策定する予定ですので、策定後は計画の管理期間である5年間にあわせて指示の期間も合わせることを検討していますが、今年度はこのまま1年間として進めたいと思います。

○議長

ほかにご質問等がありますか。

○委員

（「ありません。」の声あり）

○議長

それでは、事務局で手続きを進めてください。

ところで、先日全国放送のテレビ番組で横手川のブラウトラウトが取り上げられていましたが、県に問い合わせはありましたか。

○事務局（松井）

県には数件しか来ませんでした。横手川漁協や内水面漁連にはかなり問い合わせがあったようです。県で提示した回答案をもとに対応していただきました。

議題3：第五種共同漁業権に係る増殖量について（協議）

○議長

議題3について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

河川の増殖量案と十和田湖の増殖量案の順で説明させていただきます。

はじめに、河川の増殖量についてです。表とグラフはここ10年ほどの告示とそれに対する実績を示したものです。このグラフについて、今年度は皆瀬川筋漁業協同組合から増殖実績がまだ届いていないため、皆瀬川筋漁協の増殖実績は含まれておりません。グラフの見方は△のラインが告示数量を表し、●のラインが実績を表しております。平成30年度に増殖指針を見直し、平成31年度から新たな指針に基づき告示をしております。グラフ上の★が平成26年からの指針、☆が平成31年からの指針となっております。これにより、告示と実績の差が大幅に解消されております。新型コロナウイルスの感染拡大による影響という声もありますが、全県のアユの遊漁収入は過去7年間では4番目となっており、米代川水系の漁協では過去7年間で最も遊漁収入が多い漁協もありました。新型コロナウイルス感染症による影響は限定的で、雄物川水系と子吉川水系については、昨年はアユの遡上が悪かったことが原因と考えられます。令和6年1月1日の漁業権切替に向けて、指針と乖離する部分について明らかにしていきたいと考えているので、平成31年からの指針のとおり告示するべきとして案を示しております。

続いて、十和田湖の増殖量案について説明します。例年どおり、増殖指針どおりの告示となっております。十和田湖の漁業権は大臣免許なので、青森県と同じ内

容で告示することが必要となりますので、これまでどおりの内容で今回も告示すべきと考えます。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

ただいま説明のあった増殖量の告示について、ご意見・ご質問はございますか。

○青谷委員

河川の方ではやまめとさくらますが分けられていますが、十和田湖の方はさくらます（陸封型）となっており、この記載の違いは为什么呢。

○事務局（松井）

河川では、やまめは溪流魚として、降海型のさくらますとは別に漁業権を設定しています。一方、十和田湖のような湖にいるものは「さくらます」と定義され、陸封型のさくらますとして漁業権を設定しているため、異なる記載となっています。

○青谷委員

十和田湖にいるものはやまめとは呼ばないのですね。

○議長

他にご質問等がありますか。

○委員

（発言なし）

○議長

それでは、事務局で手続きを進めてください。

議題4：全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果について （報告）

○議長

議題4について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

例年、開催される東日本ブロック協議会ですが、今年度も昨年と同様に新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面で行われました。第1号議案の提案項目（案）の検討及び追加提案項目については、山形県と神奈川県から意見があり、神奈川県の意見は承認されましたが、山形県の意見は見送りとなりました。

その他の内容については、提案どおりの内容で承認されております。報告は以上です。

○議長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありますか。

○委員

（発言なし）

○議長

それでは次に進みます。

議題5：その他

○議長

それでは、議題5のその他ですが、この場で協議すべき事項など、委員の皆様から何かありますか。

○委員

(発言なし)

○議長

事務局からは、何かありますか。

○事務局（斎藤）

ございません。

8 その他

(1) 内水面水産業振興事業（新規）について

○大山事務局長

来年度予定している、水産漁港課の内水面水産業に係る新規事業をご紹介します。当日配付資料をご覧ください。

まずは、(1) 秋田県内水面漁業振興計画策定事業について、この事業は、本県の内水面漁業に係る課題の解決に向け方向性を決めるため、計画を策定するものです。これを策定することにより、国からの補助を受けやすくなるといったメリットもあります。

次に、(2) 養殖技術継承促進事業について、内水面の養殖業者の高齢化が進み、後継者がいない業者はこれまで培ってきた技術が途絶えてしまうことから、担い手の確保と技術継承を促進するものです。

続いて(3) 内水面水産資源害敵対策事業について、現在も行っているカワウ被害の実態調査、ブラウントラウトの駆除を続けていきます。また、来年度の事業では、ブラウントラウト捕獲用に鋼製のウライを作製し、産卵場となる河川へ設置します。以上、3つの事業を予定しています。

○議長

水産漁港課の来年度の新事業について、ご質問等ありますか。

○中嶋委員

予算の委託費はどのように使うのですか。

○事務局（松井）

養殖技術継承促進事業については、養殖技術の指導を委託するもので、今回の委託先としては石川商事を想定しています。それ以外のところについても、内水面漁業振興計画を来年度に策定する中で、どのように支援していくべきかを話し合っていく予定です。内水面水産資源害敵対策事業についても業者へ委託し、鋼製のウライの作製等のための予算としております。

○青谷委員

内水面水産資源害敵対策事業について、希少野生生物保護の観点から、外来生物としてアメリカザリガニのほかにウシガエルの影響が深刻ですが、ウシガエルは水産資源への影響はないのでしょうか。

○事務局（松井）

ウシガエルのせいでアユやヤマメが減ったという話は今のところは聞いておりません。

○萩野委員

正月明けに、石川商事が急に養殖をやめると言い出して、水産漁港課、水産振興センター、内水面漁連等の関係各所でその対策を検討していましたが、今年の放流事業はもう進めていたため、最終的には石川さんが行うことで落ち着きました。来年度の事業で後継者確保のため対策を講じるとのことで、ありがたいと思います。

先ほど中嶋委員も言っていたように、この養殖業技術継承促進事業の委託費がどの程度のものになるのかわかりませんが、養殖業者としても、儲けるためにやっているわけではないところがほとんどで、今は中間育成事業という名目にはなっていますが、ただ育てているだけで県からの補助はありませんので、そのあたりの補助も進められれば技術継承の促進にも繋がるのではないかと思います。私はアユのことしかわかりませんが、イワナ・ヤマメも施設も老朽化等で大変な状況と聞いています。今後も十分な量の放流用稚魚を確保できるよう、様々な予算措置をお願いしたいと思います。

また、内水面水産資源害敵対策事業に関連して、前回の委員会で、カワウ対策については組合長会議で話し合うこととなっていました、その結果について教えていただきたいです。

○事務局（松井）

カワウ対策については、組合長会議のほかにも様々な場で話し合いましたので、現在の状況についてご説明します。自然保護課で秋田県第二種特定鳥獣管理計画が策定され、令和4年度から計画期間が開始となります。この計画の中で、カワウの駆除についても定められます。主な対象区域としては、北欧の杜や刈和野等で駆除を行うと聞いています。この駆除は市町村で委託する業者が依頼を受けて行いますので、被害についての情報をいただけましたら自然保護課と共有します。

カワウについてはこのように自然保護課で対策を進めているため、水産漁港課の事業としては、水産振興センターの研究員が現地を巡回してカワウの数などを調べるための予算という面が主であり、あまり金額は多くありません。

○大山事務局長

養殖業技術継承促進事業では、経営支援は含んでおりません。今回の事業は、あくまでも技術継承のための次世代への指導にかかる費用を想定したものです。施設改修など経営支援の要望ももちろんあるかと思いますが、それについては、秋田県内水面漁業振興計画策定事業で方向性を決めて必要な支援を検討する予定です。計画策定のため、様々なご意見をいただきたいと思います。

○中嶋委員

米代川水系サクラマス協議会のサクラマス種苗生産は、ふじさと元気塾に給料を支払ってやってもらっています。今年は大雪によって、川から水を汲むためのパイプが詰まり破裂してしまう事故があり、魚がいつ酸欠で死んでしまうかわか

らないような状況で大変厳しいところです。近々、ふじさと元気塾からも種苗を提供してもらえなくなりそうで、協議会からは、生産を県でできないかと以前からお願いしていますが…。このままでは、今後どこからもサクラマスの種苗を買えなくなってしまうと思います。

○議長

中嶋委員の意見にあった、漁協の経営悪化や放流稚魚の生産体制についてもよく検討し、内水面漁業振興計画策定の参考としてほしいと思います。

○萩野委員

令和4年の増殖告示について、今年度はアユが各地でひどい不漁であったため、単協で2、3割放流を増やしたいという要望があり、この場合、漁連や水産漁港課等、どこに相談したらいいのでしょうか。業者さんへ直接相談してもいいのでしょうか。

○事務局（松井）

令和4年は告示よりも多く放流したいということですね。告示の数量は漁業権者の義務としての最低限の数を設定しているので、多く放流するのは自由です。ただ、種苗を買うに当たって、使える魚があるかは業者と相談の上調整し、わからないことがあれば県へお問い合わせください。

○萩野委員

わかりました。放流量を増やすことを内密にしたくないため、この場でお話ししました。

また石川さんの話になりますが、年明けに突然今年度はやらないと言ったため、石川さんが水産振興センターから買う予定だった種苗150kgをあゆセンターでなんとか育てられないかという話をされていました。うちとしても厳しいと思いましたが、ここで断ると石川さんのところのアユを使っている漁協さんにアユが渡らなくなってしまうため、頑張るしかないと思い、水産漁港課や内水面漁連と話をしました。その調整が終わった段階で石川さんがやっぱりやりますと言いだして、なんだそれはと思いましたが。

水産振興センターから稚アユの注文書が来るのが9月10月なので、それに合わせて採卵をしており、それが5月6月の放流を見込んでの注文数となります。今いるアユが死なないで順調に育てばいくらか余剰がでるかと思いますが、他の漁協さんを見ても放流量を増やしているところもありますし…。

○議長

色々な事情があるかと思いますが、基本的には告示数量に従って放流を行っていただき、告示よりも多く放流するのは自由とのことで、関係各所と調整のうえ実施していただければと思います。

(2) 事務局の人事異動について

(大山事務局長より報告)

9 閉会

○議長

それでは、これで第21期第5回秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。お疲れ様でした。

終了